

○「住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」（昭和六十一年二月四日自治省告示第十五号）の改正後のイメージ（案）

第一 用語の定義

第二 住民記録システム運用に関する基本的事項

一 処理の種類等の決定

二 運用計画

第三 住民票の異動処理等

一 住民異動届の内容の審査

二 職権記録書の作成

三 届出書及び職権記録書の保存

四 端末機操作手引書の作成

五 住民票の調製

六 転出証明書の発行

七 転出証明書に準ずる証明書の発行

第四 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

一 住民基本台帳の一部の写しの作成

二 住民基本台帳の一部の写しの更新時期等

三 請求書等の保存

第五 住民票の写し等の発行

一 住民票及び除票の写しの発行

二 住民票記載事項証明書の発行

三 請求書等の保存

第六 磁気ディスクの管理

一 保管場所

二 磁気ディスクの適切な管理

三 更新、巻戻し等

四 消去又は廃棄

五 外部に委託して処理する場合の留意点

第七 作動停止時における事務処理体制

一 作動停止時における連絡方法

二 作動停止時における住民異動届等の保管方法

三 作動停止時における住民票の写し等の発行体制

四 支所、出張所等における作動停止時の事務処理体制

五 教育及び研修の実施

第八 住民記録システムに関する安全対策

一 体制の整備等

二 安全性及び信頼性向上対策

三 建物及び重要機能室並びにそれらの管理

四 電氣的及び機械的障害の防止等

五 水又は蒸気による障害の防止等

六 火災の防止等

七 地震対策

八 その他の障害の防止等

第九 住民記録システムの安全な管理等

- 一 入退室管理
- 二 ソフトウェア開発等の管理
- 三 住民記録システムの管理
- 四 端末機操作の管理

第十 外部に委託して処理する場合に講ずるべき措置

一 委託先事業者の選定基準

(1) 選定の基準

住民記録システムの開発、変更、運用、保守等について、委託して処理する場合は、以下の点に留意して、事業者の安全性、信頼度等を確認し、委託先事業者を選定すること。

ア 委託しようとする事業者に関して、あらかじめ、経営の健全性、安定度、営業規模、営業地域等を調査すること。

イ 委託しようとする事業者の業務完遂能力に関して、委託する業務の内容に応じて、要員の技術力及び教育体制等のほか、個人情報保護措置及びセキュリティ確保のための措置の実施状況等について調査し、判断すること。また、損害賠償のための財務力及び社会的信用をき損する行為の有無等について調査し、これらの調査結果を総合して判断すること。

ウ 情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証取得状況等については、選定の際に考慮することが望ましいこと。

(2) 選定に際して確認すべき事項

委託しようとする事業者に対し、(1)イにおける調査結果を踏まえ、セキュリティ確保のための措置の内容を、あらかじめ、具体的に明らかにさせ、その内容について確認すること。

(3) 選定に際しての内部における審査及び承認の手続

委託して処理する業務の内容、委託する理由及び情報の保護に関する事項等について、あらかじめ、住民記録システムの関連部門の責任者から構成され、当該市町村の住民記録システムのセキュリティに関する審議を行う機関の審議を経て、住民記録システムのセキュリティに関する統括責任者の承認を得なければならないこと。

二 委託先事業者等に対する遵守事項の説明

住民記録システムの開発及び保守等を、委託先事業者から再委託(再委託先から、

さらに委託が行われる再々委託等を含む。以下同じ。)を受ける事業者を含めた委託先事業者等に対して、委託先事業者が遵守すべき事項及びそれらに係る機密事項について説明すること。

三 委託契約に規定し委託先事業者等に対して義務付ける事項

(1) 委託先事業者における責任体制の明確化

委託先事業者に対して、当該委託契約に係るセキュリティ責任者を明確にするとともに、変更する場合の手續及び連絡方法について定めさせること。

(2) 委託先事業者が確保すべきセキュリティ確保のための措置

委託先事業者が、一(2)において明らかにし、市町村長が確認したセキュリティ確保のための措置を規定し、確実に履行させること

(3) 業務を処理する場所の指定

委託先事業者に対して、原則として、市町村の事務所内において当該委託業務を処理する場所を指定すること。委託先事業者が業務を処理する場所及び機器等は、市町村の事務室及び機器等と明確に区別すること。また、委託先事業者は、その管理下にある従事者に対して、当該委託先事業者が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章を着用させなければならないこと。

(4) 業務従事者の特定

委託先事業者に対して、当該委託契約に係る業務従事者を明確にするとともに、変更する場合の手續及び連絡方法について定めさせること。

(5) データの適切な管理

委託先事業者に対して、市町村から提供した業務に係る原始資料及びその他の資料(入出力帳票、ドキュメント及び記憶媒体を含む。)について、以下のとおり、適切な管理を行わせること。また、(6)ただし書に基づき、市町村が承認した再委託に係る再委託先事業者についても、同様とすること。

ア 施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適正に管理させること。また、当該委託業務以外の用途に使用させないこと。

イ あらかじめ、市町村長の承認を受けて、業務を処理する場所として、市町村長が指定した場所へ持ち出す場合を除き、データを定置された場所から持ち出させないこと。

また、承認は必要な条件を付して行い、データを持ち出す場合にあっては、電子政府推奨暗号として政府が推奨する方法による適切なデータの暗号化処理又はこれらと同等以上のデータ保護措置を講じさせること。

ウ あらかじめ、市町村長の承認を受けて、業務を処理する場所での業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、データを複製、複写又は第三者に提供させないこと。

エ 委託業務終了時に、不要となったデータについては、遅滞なく市町村に返還するか又は、あらかじめ、市町村長が承認し、消去若しくは廃棄させること。消去若しくは廃棄を行う場合には、当該媒体に記録されているデータが判読できないよう必要な措置を確実に講じさせること。

なお、市町村は、イ及びウの承認の基準及び手続を定めるとともに、委託先事業者がアからエまでに即しているかどうかを、定期的に確認すること。

(6) 再委託の制限

委託先事業者に対して、当該委託業務を第三者である別の事業者にも再委託させないこと。ただし、委託業務全体に大きな影響が生じない補助的業務について、あらかじめ、市町村長の承認を受けた場合においては、この限りでないこと。

再委託を承認しようとする場合は、委託先事業者にも、再委託して処理する内容、再委託する理由、再委託先事業者の名称、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者におけるセキュリティ対策並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法等を、具体的に明らかにさせること。

なお、市町村は、再委託の承認の基準を定めること。また、一（3）に準じて再委任の承認の手続を定め、当該手続を経て、再委託を行うこと。再委託先事業者に対する管理及び監督の手続及び方法について、具体的に再委託契約において規定させること。

(7) 業務実施状況の報告

委託先事業者に対して、業務の進捗状況、処理態様、処理の実績、処理に要した時間等について報告を求め、報告内容について確認すること。

市町村は、業務内容に応じて、あらかじめ、報告の時期、頻度、方法、報告事項等を定めること。

(8) 秘密の保持

委託先事業者に対して、委託契約終了後を含め、市町村が秘密と指定した事項及び当該委託契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨、徹底を図ること。

委託先事業者から、その従事者に係る秘密保持等に関する誓約書を提出させる等、秘密保持義務を遵守させるための必要な措置を講ずること。

なお、委託先事業者が要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合にも、同様の措置を講ずること。

(9) 従事者に対する教育及び研修の実施

委託先事業者に対して、当該委託契約の履行に必要な教育及び研修を行うよう求めること。また、委託先事業者が、その従事者に対して、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講ずるよう求めること。

(10) 契約内容が遵守されなかった場合における損害賠償又は履行代金の減額の請求
委託先事業者において、契約内容が遵守されなかったため、情報流出等の事件
又は事故が発生し、被害が生じた場合には、当該委託先事業者に対して、損害賠
償又は契約に規定した履行代金の減額を請求できるように規定すること。

(11) 市町村による監査及び検査

委託先事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委
託先事業者に対して、監査及び検査を行うこと。また、監査及び検査の結果に基
づき、必要に応じ、委託先事業者に対して、改善要求等の措置を講ずること。

(12) セキュリティ事件又は事故の報告

委託先事業者において、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発
生を知ったときは、その事故発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を報告
させるようにすること。また、速やかに応急措置を講じさせた後、遅滞なく詳細
な報告及び今後の対処方針を提出させること。当該事件又は事故が個人情報の漏
えい、滅失又はき損に係るものである場合には、委託先事業者に対して、漏えい、
滅失又はき損に係る個人情報の項目、内容、数量、事件又は事故の発生場所、発
生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに報告させ、必要な指示を行うこ
と。

委託業務に関して、セキュリティに関する事件又は事故等が発生した場合には、
市町村において、適切な説明責任を果たすため、必要に応じ、当該事件又は事故
内容等の公表を行うことについて、あらかじめ、委託先事業者と確認しておくこ
と。

四 委託先事業者等に対する監督

委託先事業者等に対し、当該委託業務に係るセキュリティ対策を実施させるとと
もに、適切な監督を行うこと。また、委託先事業者等によるエラー及び不正行為を
防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。

五 複数の事業者に委託する場合の分担範囲の明確化

住民記録システムの開発、変更、運用、保守等に複数の委託先事業者等が関わる
場合は、各事業者が分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、事業
者の間で業務処理上情報交換を密接に行えるよう必要な措置を講ずること。